

平成29年10月

振込規定の改訂について

平成29年10月1日より、富士市農業協同組合（以下「当組合」という）では、振込機における振込不能時において、振込依頼人からの組戻依頼書の入手が困難な場合には依頼書の提示なく振込不能金額を振込依頼人口座に入金させていただきます。

これに伴い、当組合では、同日より振込規定を改訂いたしますのでお知らせいたします。

【対象となる規定】

振込規定

【改訂内容の一部抜粋】

以下の下線部分の文言を追加・変更しました。

[振込規定]

2.（振込の依頼）

(2)④ 貯金口座からの振替による振込については、振込依頼人と貯金者（通帳またはキャッシュカードの名義人）の氏名が異なる場合は、貯金者から振込依頼があったものとみなします。

9.（振込代り金の返却）

(1) 入金口座なしもしくは受取人名相違等の事由により、受取人の貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代り金の受領等の手続きを取ってください。

(2) 前項にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振込代り金出金口座へ返金するための手続きをとります。

11.（手数料）

(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。

(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。

(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合の組戻手数料は当組合所定の方法により取り扱います。

(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

(5) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。

15.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

※ 対象となる規定の改訂内容の詳細については、窓口にお問い合わせ下さい。

※ 改訂後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

富士市農業協同組合